

令和3年7月26日

令和3年度第4回市民活動推進委員会

資料1

# 「市民活動」「協働」に対する 茅ヶ崎市の考え方

市民自治推進課

# 「市民活動」「協働」とは・・・

- 「市民活動」とは・・・  
「公益的な活動そのもの」
- 「協働」とは・・・  
「複数の主体が協力して行動すること」

これまで、「市民活動団体」と「市」による協働が数多く実施されてきたことから、「協働」と「市民活動」が一体的に使われる事が多くありましたが、「事業者」なども「協働」の主体となりえます。



協働 = 協力して行動

「市民活動団体と市」による「協働」、  
「市民活動団体と事業者」による「協働」  
「事業者と市」による「協働」など組み合わせは様々  
ですが、共通の目的を達成するための手法の一つです。

# 「市民活動」「協働」に対する 茅ヶ崎市の考え方

## 1. 条例での位置付け

- (1)茅ヶ崎市自治基本条例（平成22年4月1日施行）
- (2)茅ヶ崎市市民活動推進条例（平成17年4月1日施行）

## 2. 総合計画での位置付けや市の現状

- (1)茅ヶ崎市財政健全化緊急対策（令和2年3月策定）
- (2)茅ヶ崎市総合計画（令和3年3月）
- (3)令和3年度事業実施方針（令和2年9月策定）

「市民活動」や「協働」に関するは具体的な取り組みは  
議題（4）（5）で説明します。

# 1. 条例での位置付け

## (1)茅ヶ崎市自治基本条例（平成22年4月1日施行）

茅ヶ崎市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政を運営するに当たっての基本原則等を定めることにより、地方自治の本旨にのっとり茅ヶ崎市における自治を推進することを目的とする。

## (2)茅ヶ崎市市民活動推進条例（平成17年4月1日施行）

市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本的事項を定め、市民活動を推進するための必要な環境を整備することにより、市民活動の活性化を図り、もって協働による活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

# 1 (1) 茅ヶ崎市自治基本条例

## ■協働（第26条）

市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

## ■市民活動の推進（第27条）

市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

# 1 (2) 茅ヶ崎市市民活動推進条例 市民活動①

## ■市民活動の定義（第2条）

自主的かつ自立的に行う活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

ただし、次に掲げる活動を除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

# 1 (2) 茅ヶ崎市市民活動推進条例 市民活動②

## ■基本理念（第3条）

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、相互の理解と信頼を基礎として、市民活動の推進に努めるものとする。

市民活動は、自発的な意思と自己責任の下に行われるものとし、その自主性及び自立性が尊重されなければならない。

## ■市の役割（第4条）

市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施するよう努めるものとする。

# 1 (2) 茅ヶ崎市市民活動推進条例 市民活動③

## ■市の施策（第8条）

市は、第4条の規定に基づき市民活動を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 市民活動の場所の提供に関すること。
- (2) 財政的支援に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の交流及び連携の推進に関すること。
- (5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供に関すること。
- (6) 人材の発掘及びその育成に関すること。
- (7) その他市民活動の推進に関し必要な事項

# 1 (2) 茅ヶ崎市市民活動推進条例 協働①

## ■協働の定義（第2条）

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。

# 1 (2) 茅ヶ崎市市民活動推進条例 協働②

## ■協働事業（第9条）

市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当たっては、次に掲げる協働の原則に基づいて事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民活動を行うものは、事業の目的を理解し、及び認識すること。
- (2) 市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、及び尊重すること。
- (3) 市は、市民活動を行うものの自主性及び自立性を尊重すること。
- (4) 市及び市民活動を行うものは、事業の内容、過程及び結果を公開すること。

2 市と市民活動を行うものとの協働により行う事業は、協働による効果が発揮されるものでなければならない。

3 市は、市民活動を行うものと協働して事業を行うときは、その計画の策定から市民活動を行うものと協働するよう努めるものとする。

## 2. 総合計画での位置付けや市の現状

### (1)茅ヶ崎市財政健全化緊急対策（令和2年3月策定）

自治体運営を将来にわたり持続可能なものとするとともに、新たな行政需要に的確に対応することのできる体制を整える。（令和2～4年度）

### (2)茅ヶ崎市総合計画（令和3年3月）

市の目指す姿（将来の都市像）と、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた10年間の計画で、本市のまちづくりの指針となるもの（令和3～12年度）

### (3)令和3年度事業実施方針（令和2年9月策定）

新型コロナウイルス感染症の動向や社会経済情勢が極めて不透明であり、5年間という中期的な実施計画を策定することが困難であるため、令和3年度及び4年度に重点的に実施する事業の方針等を「事業実施方針」として定める。

## 2 (1) 茅ヶ崎市財政健全化緊急対策①

### ■財政健全化の基本方針

- ・ 既存の事業について、聖域を設けず、休廃止を含めたゼロベースでの見直しを行い、コンパクトな市役所を目指す。
- ・ これまでにない手法も視野に入れ、積極的な財源確保に努める。
- ・ 市民生活への影響や職員に対する相当の負担が予想されるため、市全体で危機感を共有する。

## 2 (1) 茅ヶ崎市財政健全化緊急対策②

### ■ 具体的な取り組み

#### (1) 歳出削減策

総人件費の削減、福祉的な事業を含む事務事業の見直し、民間活力活用の加速化、補助金の見直し、内部管理事務や行政サービス提供体制の見直し、市債（臨時財政対策債除く）の適正管理

#### (2) 歳入確保策

税・保険料等徴収率の向上、市有財産の活用、受益者負担の適正化

#### (3) その他財政健全化の取り組み

病院事業会計の健全化、広域連携の推進、証拠にもとづく政策立案の推進

## 2 (2)茅ヶ崎市総合計画①

### ■茅ヶ崎市の目指す将来の都市像

茅ヶ崎市総合計画  
2021-2030  
[概要版]

Chigasaki  
City

【茅ヶ崎市の目指す将来の都市像】

**笑顔と活力にあふれ**  
**みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎**

みんなで = 協働  
みんなで = 市民活動

# 2 (2)茅ヶ崎市総合計画②

## 2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

- ① 地域経済の活性化
- ② 多様な働き方と働く場の創出



### 政策目標

3

## 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち

- ① 支え合う地域共生社会の実現
- ② 保健衛生・医療体制の充実
- ③ 社会保障制度の適正な運営



### 関連SDGs



### 政策目標

4

## 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち

- ① 学びの機会の充実と地域文化の創造の促進
- ② 多様性を認め、尊重し合う社会の実現



### 関連SDGs



### 政策目標

1

## 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち

- ① 子ども・若者・子育て支援の充実
- ② 未来を拓く力を育む教育の推進



全ての政策策目標にSDGsの「17パートナーシップで目標を達成しよう」が関連

### 政策目標

5

## 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

- ① 自然環境の保全
- ② 環境負荷の低減
- ③ 心地よい生活環境の形成



### 関連SDGs



### 政策目標

## 将来都市像の実現に向けた行政経営

- ① 市民主体のまちづくりの推進
- ② 行政運営の基盤の確保
- ③ 財政の健全性の確保



### 政策目標

7

## 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

- ① 機能的な都市空間の形成
- ② 利便性の高い移動環境の形成



### 関連SDGs



### 政策目標

6

## 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち

- ① 防災・減災対策の推進
- ② 消防・救急体制の構築
- ③ 暮らしの安全・安心の確保

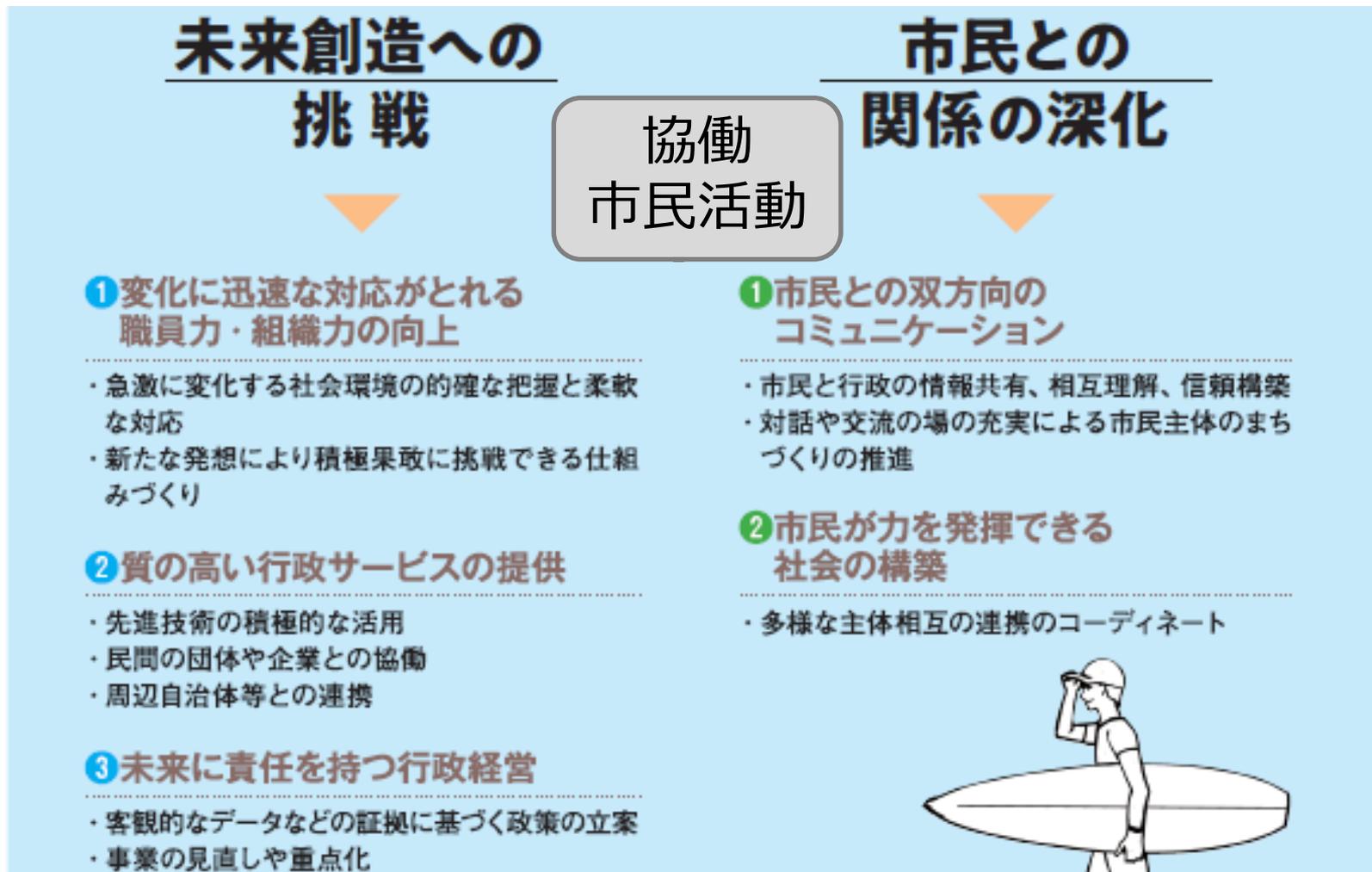


### 関連SDGs



## 2 (2)茅ヶ崎市総合計画③

### ■行政運営の基本姿勢



## 2 (3) 令和3年度事業実施方針①

### ■事業実施の基本方針

「茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策・政策パッケージ」に掲げる対策に関する事業に優先して取り組む。

また、次の事業についても留意するものとする。

- ① 市民の安全・安心の確保に関する事業
- ② 現下の厳しい経済環境を踏まえた地域経済循環の促進に関する事業
- ③ 市民のセーフティネットに関する事業

## 2 (3) 令和3年度事業実施方針②

### ■ 事業要求基準

(1) ウィズ・コロナ関連事業の要求関係

(2) その他の事業の要求関係

#### 【留意事項】

- ① 新規の政策的事業の実施は、認めない。
- ② 市単独の補助事業等の政策的事業については、休止又は廃止を原則として見直しを行う。
- ③ 市民の安全・安心に資するものを除き、普通建設事業費については、原則として認めない。
- ④ 経常的な事業については、その必要性について改めて検討を行った上で、なお必要性があるものについては、実施手法の効率化を図り、縮減に努める。など

# 「市民活動」「協働」に対する 茅ヶ崎市の考え方

## 1. 条例での位置付け

- (1)茅ヶ崎市自治基本条例（平成22年4月1日施行）
- (2)茅ヶ崎市市民活動推進条例（平成17年4月1日施行）

## 2. 総合計画での位置付けや市の現状

- (1)茅ヶ崎市財政健全化緊急対策（令和2年3月策定）
- (2)茅ヶ崎市総合計画（令和3年3月）
- (3)令和3年度事業実施方針（令和2年9月策定）

「市民活動」や「協働」に関するは具体的な取り組みは  
議題（4）（5）で説明します。

## 2 (2)茅ヶ崎市総合計画①

### ■茅ヶ崎市の目指す将来の都市像

**Chigasaki**  
City

【茅ヶ崎市の目指す将来の都市像】

**笑顔と活力にあふれ  
みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎**

みんなで = 協働  
みんなで = 市民活動

